

報告第6号

平成23年度三重県伊賀市一般会計繰越明許費について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月7日提出

伊賀市長 内保博仁